

病児等対応型施設基準について

(1) 対象児童

- ア. 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。
- イ. 保育所に通所している児童ではないが、「ア.」と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が二人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65m²以上であること。

(4) 職員配置等

- ア. 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。
なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。
- イ. 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- ウ. 体温の確認等とその健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
- エ. 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続き等

- ア. 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
- イ. 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあたっては、利用申請時等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、一日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。